

下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。以下同じ。）の発意から、準備組織の具体化までの事務その他市街地開発等に資する活動を支援し、迅速な市街地整備と地域コミュニティの再生に資することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、次条に掲げる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、その申請に基づき、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業)

第4条 この要綱による補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第2条の補助金の目的に資する事業で次に掲げるものとする。

- (1) 地区住民を対象とした意識調査、交通及び建築物等に係る実態調査その他の研究
- (2) 市街地再開発事業の制度学習のための学習会、講演会、ワークショップその他の会合（参加者の資格に制限を設けないものに限る。）の開催
- (3) 市街地再開発事業の制度啓発のための資料作成
- (4) 専門家による指導を得るためのコンサルティング委託
- (5) 前各号に掲げる事業の実施のために必要となる調査及び情報収集

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体から他の補助金の交付を受けて実施する事業
- (2) 地域住民の積極的な参画が見込まれない等、十分な成果を得ることが難しいと認められる事業
- (3) その他補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）から補助金以外の収入を控除した額（以下「補助基本額」という。）
- (2) 300万円

3 一の事業に対して補助金を交付する期間は、当該事業が補助事業となった初年度から起算して連続する3会計年度の範囲内に限るものとする。

(補助事業者)

第6条 補助事業者は、次の各号の区分に応じ、それぞれの要件を全て満たす者とする。

(1) 補助事業者が団体である場合

ア 次のいずれかに該当すること。

(イ) 5人以上の者（以下「構成員」という。）で組織された非営利団体（権利能力なき社団を含む。）であり、構成員の過半数が市街地再開発事業を行おうとする区域内（土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1号の規定による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）との一体的施行を行おうとする場合にあっては、当該土地区画整理事業施行想定区域内をいう。以下同じ。）の宅地につい

て所有権又は借地権を有していること。

(イ) 地域振興等のまちづくりを目的としたまちづくり会社又はその準備会であって、市街地再開発事業を行おうとする区域内の宅地について所有権又は借地権を有している者2人以上から同意を得ていること。

イ 市街地再開発事業の推進を図るための事業を行う団体であること。

ウ 団体の目的、事業、会員及び経理等に関して、定款、規約、規定又は会則等が定められていること。

エ 代表者及び事務所の所在地が定められていること。

オ 構成員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

カ 構成員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力又は関与している状況にないこと。

キ 団体（法人格がある場合に限る。）について市税の滞納がないこと。

(2) 補助事業者が個人である場合

ア 市街地再開発事業を行おうとする区域内の宅地について所有権又は借地権を有している者のうち、2人以上の連名による申請であること。

イ 市街地再開発事業の推進を図るための事業計画を策定していること。

ウ 補助金の請求、執行及び受領等についてその責を負う責任者が定められていること。

エ 補助事業者のいずれもが、暴力団員でないこと。

オ 補助事業者のいずれもが、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力又は関与している状況にないこと。

カ 補助事業者のいずれもが、市税の滞納がないこと。

(交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業計画書又はこれに代わる書類
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 定款、規約、規定又は会則等（個人の場合を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、決定通知書により、補助金を交付しない旨を、当該補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後に補助事業を中止

し、又は廃止しようとするときは、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金事業中止・廃止届（様式第3号）を市長に提出し、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により、補助事業の全部が廃止されたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更に係る承認の申請等）

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の変更申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前項の場合においては、市長は、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第5号）又は下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号。以下「取消通知書」という。）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は各年度の最終開庁日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えた下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出

しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を記載した書類
- (2) 補助金に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 支払内訳表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第16条 第14条の規定により確定通知書による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付請求書(様式第9号。以下「交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認めるときは、第10条第1項の規定による交付の決定の通知をした日以後、補助金交付決

定額（第8条の規定により決定した補助金の交付額をいう。以下同じ。）の10分の4を超えない範囲内において、補助金の一部を概算払により交付することができるものとする。

- 3 補助事業者が、補助事業の進捗に応じた補助金の支払を希望する場合は、市長は、進捗状況を確認できる証憑^{ひょう}に基づく確認を行うものとし、市長が、補助事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認めるときは、補助金交付決定額の10分の8を超えない範囲内（前項の規定により概算払により補助金の一部の交付を受けている場合にあっては補助金交付決定額の10分の8から前項の規定により交付された補助金の額を控除した額の範囲内）で、補助金の一部を中間概算払により交付することができるものとする。
- 4 前2項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助決定者は、交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第2項及び第3項の規定により概算払を行った補助金について、第14条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときにあってはその請求及び支払について第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときにあってはその返還について第19条第3項の規定を準用するものとする。

（補助金の交付）

- 第17条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により交付請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

- 第18条 補助事業者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、取消通知書により、当該補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しを行った部分に関して既に補助金が交付されているときは当該取消し額について、当該補助決定者に対し、下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 補助決定者は、前項の規定による補助金の返還命令を受けた場合は、補助金を速やかに返還しなければならない。

5 前4項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助事業の実施)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施に係る詳細な期日及び場所等を決定したときは、逐次市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業として作成する資料及び報告書等について、補助事業として作成されたものであることを表示しなければならない。

3 市長は、補助事業として作成された成果物、統計、写真その他資料の提出を補助事業者に求め、関係法令の規定の範囲においてこれを利用することができるものとする。

(検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年3月31日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の下関市市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金交付要綱の規定は、令和7年度の予算に係る補助金から適用するものとし、令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

節	細 節	内 容
報償費		(1) 講師又は指導者等（以下「講師等」という。）の謝礼
旅費		(1) 講師等の旅費 (2) 研修旅費（第7条第1号の事業計画書の内容に含まれているものに限る。） (3) 視察旅費（第7条第1号の事業計画書の内容に含まれているものに限る。） (4) 学習会実施、啓発用資料配付、関係者協議、事務連絡その他事業において必要となる管内出張旅費
需用費	消耗品費	(1) 学習会等開催に係る消耗品費 (2) 啓発用資料作成に係る消耗品費 (3) 事務局で取り扱う事務において必要となる消耗品費
	食糧費	(1) 学習会等開催に係る食糧費（講師等又は参加者に供されるもので、社会通念上許容される程度の茶菓に限る。）
	印刷製本費	(1) 学習会等開催に係る印刷代、コピー代及び写真現像料等 (2) 啓発用資料作成に係る印刷代、コピー代及び写真現像料等 (3) 事務局で取り扱う事務において必要となる印刷代、コピー代及び写真現像料等
役務費	通信運搬費	(1) 学習会等開催に係る郵便料金 (2) 啓発用資料配布等に係る郵便料金

		(3) 事務局で取り扱う事務において必要となる電話料金
	手数料	(1) 登記事項証明手数料
委託料		(1) 調査委託料（地区住民を対象とした意識調査、交通及び建築物等に係る実態調査その他事業のために必要となる調査を委託により実施するための費用） (2) 資料作成委託料（啓発用資料を委託により作成するための費用） (3) 学習会等開催委託料（学習会、講演会、ワークショップその他の会合を委託により開催するための費用） (4) コンサルティング委託料（受託者の専門的知識に基づき、市街地再開発事業に係る一定の情報を得ることを目的とする委託費用）
使用料及び賃借料		(1) 学習会等開催に係る会場借上料（冷暖房料を含む。） (2) 研修に係る自動車借上料（第7条第1号の事業計画書の内容に含まれているものに限る。） (3) 視察に係る自動車借上料（第7条第1号の事業計画書の内容に含まれているものに限る。）
負担金補助及び交付金		(1) 研修参加負担金（第7条第1号の事業計画書の内容に含まれているものに限る。）
公課費		(1) 補助事業実施のための契約に係る印紙税（収入印紙の購入を含む。）

備考

- 1 旅費の額の算出に当たっては、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）及び下関市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第48号）において定められる例によることを原則とし、独自の算出方法により旅費の支給を行う場合にあっては、あらかじめ市長の

承諾を得ること。

- 2 消耗品費及び食糧費については、事業目的のために新たに執行したものに限るものとし、他の用途として購入されたものを流用し、負担金として対価を負担する方法は、これを認めない。
- 3 印刷製本費については、他の事業所の設備等を使用して印刷又はコピー等を行った場合にあっては、適正な算出に基づく負担に限り、これを認める。
- 4 通信運搬費については、他の事業所の電話設備を使用して通話又は通信（ファクシミリを含み、その他のデータ通信を除く。）した場合にあっては、適正な算出に基づく負担に限り、これを認める。
- 5 委託料については、下関市契約規則（平成21年規則第29号）第5節（第26条を除く。）を準用して契約を締結することを条件とする。